

蔵王ジオパーク構想 学術研究等奨励事業補助金について

蔵王ジオパーク構想地域において、地域資源の発見、学術的な価値の創出、活力ある地域づくりに資する学術研究や調査等を行う者に対し、補助金を交付します。

1. 対象地域

蔵王ジオパーク構想地域内（宮城県蔵王町を主とする）

2. 対象とする学術研究

- (1) 地形・地質等、地球科学分野の学術研究等
- (2) ジオパークと地域社会の繋がりに関する人文・社会科学分野の学術研究等
- (3) 自然科学分野の学術研究等
- (4) 防災に関する学術研究等
- (5) その他ジオパークにおいて活用に資すると認められる学術研究等

3. 補助対象者

- (1) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）の規定による大学又は大学院（以下「大学等」という。）に在籍する大学生又は大学院生
- (2) 大学等又は当該大学等に附属する教育研究機関に在籍する教員又は研究員
- (3) ジオパークの推進に携わる者
- (4) その他町長が必要と認める者

4. 補助対象経費

- (1) 交通費
- (2) 消耗品費、図書費、謝礼、配送手数料、分析委託費
- (3) その他学術研究に要した経費のうち町長が必要と認めるもの

5. 補助金の額

- ・ 補助対象経費の 2 分の 1 以内に相当する額とし、1 学術研究当たり 5 万円を限度とします。
- ・ 補助対象学術研究に他の補助金等の交付を受けている場合は、補助対象経費から他の補助金等の額を控除した後の補助対象経費の 2 分の 1 以内に相当する額とします。
- ・ 補助金の額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとします。

6. 募集期間

令和 6 年 8 月 30 日（金）まで

7. 申請に必要な書類

以下の書類に必要な事項を記入し、事務局までメール・郵送で送付いただくか、窓口までご持参ください。

- (1) 交付申請書（様式第 1 号）
- (2) 事業計画書（附表 1-1）
- (3) 収支予算書（附表 1-2）

8. 補助金の交付にあたって

- ・申請書類を受理後、その内容を審査したうえで「補助金交付決定通知書」または「不承認決定通知書」を送付いたします。
- ・補助金の交付は、当該年度内 1 学術研究当たり 1 回までとし、翌年度以降も同様の学術研究等を継続する場合には最大 2 年まで交付するものとします。
- ・補助対象学術研究の内容や、その他申請に係る事項の変更をする場合は、「変更承認申請書」（様式第 4 号）により、事前に町長の承認を受ける必要があります。
- ・補助対象学術研究を中止、または廃止する場合は、「中止（廃止）承認申請書」（様式第 5 号）により、事前に町長の承認を受ける必要があります。
- ・そのほか、補助対象学術研究が予定の期間内に完了しない場合や、補助対象学術研究の遂行が困難となった場合は、速やかに事務局へ連絡してください。

9. 実績報告・補助金の交付

申請者は、補助対象学術研究の完了後 30 日以内または補助金の交付決定のあった日の属する年度の 2 月 10 日のいずれか早い期日までに、下記の書類を提出してください。

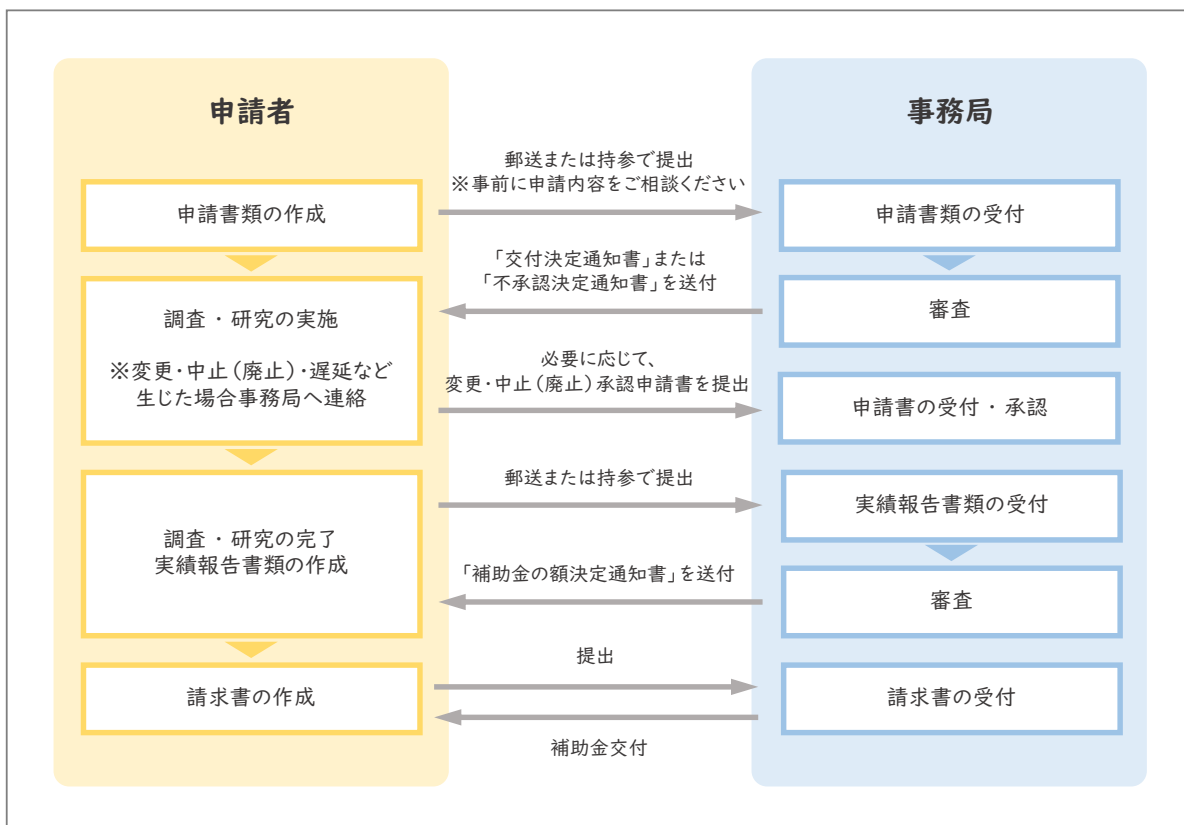
- (1) 実績報告書（様式第 6 号）
- (2) 事業報告書（附表 6-1）
- (3) 収支決算書（附表 6-2）
- (4) その他町長が必要と認める書類

- ・実績報告書等の審査・調査後、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金の額を確定し「補助金の額確定通知書」により補助金の額を通知いたします。
- ・通知を受けた者は、速やかに「請求書」（様式第 8 号）を提出してください。請求書を受理後、補助金の交付を行いません。

10. 補助金の取消・返還

補助金の額決定通知を受けた者、補助金の交付を受けた者であっても、偽りその他不正な行為が認められた時は、決定の取消や、補助金の一部または全部の返還を求める場合があります。

8. 申請・交付の流れ



9. 申し込み・問い合わせ先

蔵王ジオパーク推進協議会事務局（宮城県蔵王町環境政策課ジオパーク推進室内）

〒989-0892 宮城県刈田郡蔵王町大字円田字西浦北 10

電話：0224-33-3007 メール：geopark@town.zao.miyagi.jp